

いとだ

1
万円給付対象者
一人につき

糸田町特別定額 給付金のお知らせ

申請書郵送開始日

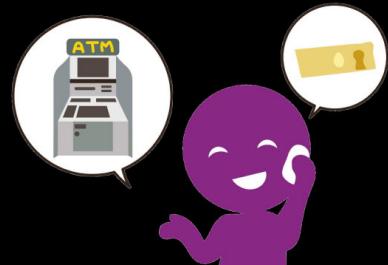
6月上旬



「糸田町特別定額給付金」を
装ったサギに注意してください!!

「糸田町特別定額給付金」に関する “振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” に注意してください。

ご自宅や職場などに本町から問合せをおこなうことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場の窓口、または最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)に連絡してください。



絶対に教えない! 渡さない!
 ●暗証番号 ●通帳 ●マイナンバー
 ●口座番号 ●キャッシュカード

**目
次**

- p.02~03 糸田町特別定額給付金に関するお知らせ
- p.04 まちのトピックス
- p.05 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ
- p.06~07 くらしの情報館
- p.08~09 国民健康保険のココが変わる
健康ひろば

- p.11 社協だより やすらぎ
- p.12 防災vol.57・俳句・年金だより など
- p.13 協力隊コラム・文化財のはなし など
- p.14 糸田アラカルト
- p.15 図書館・町の人口・編集後記
- p.16 内閣府(防災担当)・消防庁からのお知らせ

給付申請の流れ

● 様式第1号(白色)

が同封されている人

口座変更なし
手続き不要

口座変更あり
手続きが必要
(6月30日(水)まで)

※この期限を過ぎると、
既に登録のある口座
に振込みをおこない
ます。

給付予定日 7月16日(金)

7月16日に振込みができなかった場合は、原則として毎週金曜日(給付予定日が銀行休業日の場合「前営業日」)を予定しておりますが、システム障害などにより変更となることがありますので、ご了承ください。

● 様式第2号 が同封されて いる人



◆必要書類を添えて、同封の返信用
封筒により提出をお願いします。

◆申請が必要な人

- ①令和2年4月28日以降に本町に世帯主が転入した世帯
- ②令和2年4月28日以降に世帯分離などにより世帯主が変更した世帯
- ③前回の申請で世帯員以外の口座を指定した世帯など

◆申請期限は令和3年10月29日(金)
まで(当日消印有効)。



● 様式第2号(黄色)

が同封されている人

申請手続きが必要

6月30日(水)まで
に手続き完了

**給付予定日
7月16日(金)**

7月1日(木)～
10月29日(金)
の期間に手続き完了

受付後、順次給付

給付を決定した後、下記の期間において口座
振込みをおこないます。

糸田町特別定額給付金に関するお知らせ



問合せ 地域振興課 電話26-4025

糸田町特別定額給付金とは?



新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始されたとはいえ、未だ予断を許さない状況にあることを鑑み、再度、町民全体の感染拡大防止の意識高揚を促し、また地域経済活性化の一助にすることを目的とし、一人につき1万円給付します。

給付額

給付対象者一人につき1万円

対象者

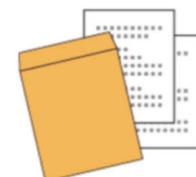
**令和3年4月1日において、本町の
住民基本台帳に記録されている人**

受取人

受給対象者の属する世帯の世帯主

申請書郵送開始日

6月上旬



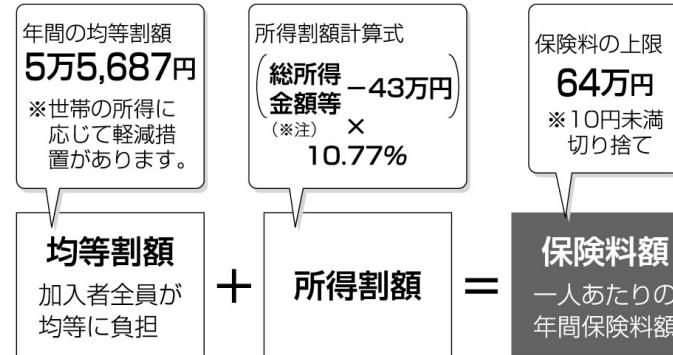
**給付金を
受け取る
まで**



感染拡大防止の観点から、原則、
前回実施(令和2年)の特別定額給
付金の給付口座に給付します。

ただし、給付口座の変更をおこなう
場合は、申請が必要ですので、必ず手
続きをお願いします。変更申請の受付
期限は、**6月30日(水)**までです。

■ 保険料額の算出方法 ■



※注 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

■ 軽減措置 ■

世帯^(※1)の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。所得の低い人や後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険^(※2)の被扶養者であった人の保険料も、軽減の対象になります。

均等割額 軽減割合	軽減後の 均等割額 (年額)	軽減の基準(同一世帯内の 加入者および世帯主の軽減 対象所得金額 ^(※3) の合計額 で判定)
7割軽減	1万6,706円	「43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)」以下
5割軽減	2万7,843円	「43万円+28万5,000円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)」以下
2割軽減	4万4,549円	「43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与取得者等の数-1)」以下

※ 1 4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者はその時点)が基準となります。

※ 2 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合のことです。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

※ 3 基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金の場合はさらに15万円を控除して計算します。

後期高齢者医療制度に加入する前日までに社会保険の被扶養者だった人は軽減措置として均等割額が年額2万7,843円(5割軽減)になります(所得割額はかかりません)。

後期高齢者医療制度に入っている皆さんへ



前年の所得に基づき、令和3年度分の後期高齢者医療保険料額が決定します。保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

問合せ

後期高齢者医療お問い合わせセンター

電話092-651-3111

健康福祉課 後期高齢者医療保険係

電話26-1241

4月 14日 旧城小学校を後世に伝えて

町民会館で、教職員OBおよび有識者の有志15人が集い、旧城小学校記念碑建立に向けての集会がおこなわれました。発起人である鶴我政利氏は「今では時の流れの中でこの旧城小学校が存在した事さえ忘れ去られようとしている」と危機感を話されました。

旧城小学校は石炭産業の隆盛により、糸田の児童数が増加したため、大正2年4月に設立開校されました。しかし、石炭産業の隆盛は止まる事を知らず、児童数は、さらに増加の一途をたどったため、大正12年8月には糸田小学校に併合され今日に至っています。かつて数多くの児童が巣立つ学び舎を、記念碑

● 忘れ去られないために ●

建立することによって文化庁の提言にあるように歴史文化を生かした町づくり、また糸田文化遺産の掘り起こしへ向かう重要な話し合いになりました。

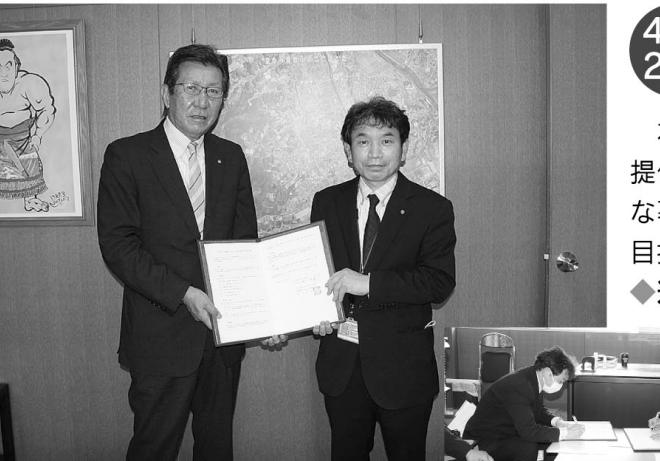


4月 22日 日本郵便株式会社と包括的連携協定を締結

● 地域の安全な暮らしを目指して ●

本町は日本郵便株式会社とお互いが有する様々な資源を提供し、双方の強みを発揮することによって、地域の安全な暮らしの実現や安心して子育てできる環境づくりなどを目指して次の内容について包括連携協定を締結しました。

- ◆連携内容 (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
(2) 地域活性化に関すること
(3) 未来を担う子どもの育成に関すること
(4) 女性の活躍推進に関すること
(5) その他、地方創生に関すること



4月 26日 事故がない登下校を目指して

● 黄色い帽子贈呈式 ●

町長室で、下田川ライオンズクラブより「目立つ黄色の帽子を着用してほしい」という想いから、小学校に新1年生94人分の黄色い帽子が贈られました。

入学式を終えた新1年生たちは、黄色の帽子を着用し、事故のない安全な登下校をしています。



4人が圧巻の受賞

● 西日本新聞書道之友展 ●

西日本新聞書道之友展は、九州・山口各県の児童から大人まで、会員と一般の書道愛好家を対象に、毎年開催している公募展です。

福岡市立美術館で開催された西日本新聞書道之友展に、本町から4人の作品が受賞し展示されました。甲乙つけがたい力作そろいの中、受賞した4人(敬称略)とコメントを紹介します。

- ◆一般部 特選 花桐 香舟
奨励賞 石井 亮子 日高 孝
松本 末勝

○ はなぎり
○ 花桐さんのコメント

- 皆さんコロナ禍で通常練習ができない中、
○ そして体調面でも困難な中、4人が受賞しま
○ した。大変嬉しいことです。
○ また次を目指して頑張っていきます。

保険税は 納期限内に納めましょう

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額認定が受けられません。さらに、未納期間に応じて次のような措置がとられます。



所得が低い世帯には 均等割・平等割を軽減

ココが変わる
その2

所得が下記条件に該当すれば軽減が受けられ、保険税が安くなります。条件にあてはまるかどうか確認してみましょう。軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含めてください。

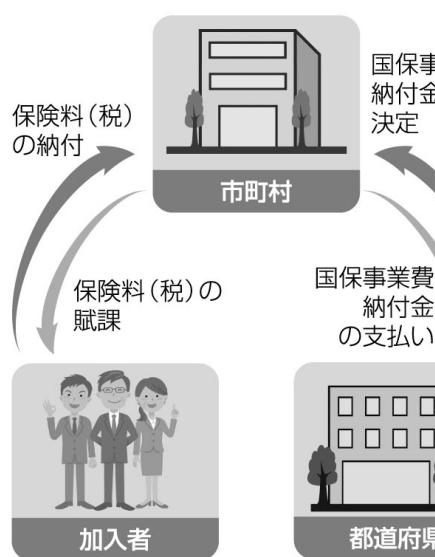
均等割・平等割を	条件
7割軽減	前年の所得が $43\text{万円} + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者数} - 1)\}$ 以下の世帯
5割軽減	前年の所得が $43\text{万円} + (28万5,000\text{円} \times \text{加入者数}) + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者数} - 1)\}$ 以下の世帯
2割軽減	前年の所得が $43\text{万円} + (52\text{万円} \times \text{加入者数}) + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者数} - 1)\}$ 以下の世帯

住民税申告をしていますか?
「未申告」だと軽減は受けられません。

国保財政は県との共同運営 保険税率は今後も変わる

ココが変わる
その3

町が皆さんから徴収した保険税の一部を「納付金」として県に納め、県はその資金をもとに町の医療費を負担するという仕組みに変わりました。この納付金は各町の医療費や所得水準などをもとに県が毎年決定。これに伴い、町の実情に応じた適正な保険税率を設定することが必要になっています。



令和3年度 国民健康保険のココが変わる

国保 が変わる

国保法改正で県が国保財政の責任主体になり、市町村と一緒に国保運営を担うことになりました。今月は保険税率の見直しなど、町民の皆さんに知ってほしい国保の変化をお知らせします。

保険税がいくらになるか計算してみませんか 本年度の保険税率を見直し

ココが変わる
その1

国保税は国保加入者の所得や年齢、人数などに応じて計算されます。下表の項目に数値を入れて、あなたの世帯の保険税を計算してみましょう。前年と同じ所得でも、税額が増減する場合があります。保険税の決定は7月に送付する「納税通知書」で確認してください。

所得割	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
世帯の所得に応じて	加入者全員の基準総所得額※1 ()円 × 8.3% =()円	加入者全員の基準総所得額 ()円 × 2.9% =()円	40~64歳の基準総所得額 ()円 × 3.1% =()円
+ 均等割 加入者に応じて	加入者数 ()人 × 2万3,600円 =()円	加入者数 ()人 × 8,800円 =()円	40~64歳の人数 ()人 × 9,200円 =()円
平等割 1世帯につき	1世帯につき 2万4,000円	1世帯につき 8,600円	1世帯につき 8,800円
あなたの 保険税	()円	()円	()円
	限度額63万円	限度額19万円	限度額17万円

※1 基準所得額…前年の総所得金額等 - 基礎控除43万円



やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

寄付・贈り物の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
電話26-4540 FAX26-3666



健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



6月4日(金)から10日(木)は歯と口の健康週間です

■問合せ 保健センター 電話49-9020



新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす時間が増え、食事の時間が不規則になってしまふか。

「歯磨きの回数が減った」「間食が増えた」など心当たりはありませんか？この機会に日々の口のケアを見直してみましょう。

基本は歯磨き!!



歯磨きで一番大切なことは、虫歯や歯周病の原因となる歯垢をしっかりと落とすことです。歯の汚れが落ちるよう、しっかりと磨こうとすると歯ブラシを持つ手につい力が入りますが、磨く力が強すぎると歯の健康を守る上では逆効果です。力を入れて磨くと歯茎を傷め歯茎が下がる原因になります。

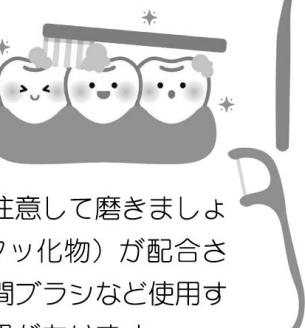
歯の根元が出てきてしまうと、虫歯になるリスクが上がります。歯磨きの適切な力加減は、歯に当たるハブラシの毛先が開かないくらいの軽い力です。毛先がきちんと歯に当たり効果的に汚れを落とします。



歯ブラシの毛先がすぐ開いてしまう場合は、力の入れすぎかもしれません。歯ブラシの裏から見て毛先が見えるときは交換しましょう。

汚れ食べカスの多い箇所は しっかり磨きましょう

- ①歯と歯の間
- ②歯の裏側
- ③歯と歯茎の間
- ④奥歯



①から④は特に注意して磨きましょう。またフッ素(フッ化物)が配合された歯磨き粉や歯間ブラシなど使用すると虫歯予防に効果があります。

以前、治療した歯の周りは歯垢がつきやすく再び虫歯になるおそれがあるため気を付けて磨きましょう。

看護師 帆足



◆1日最低2回の歯磨き

朝、寝る前の歯磨きをあこないましょう。



◆歯ブラシは小刻みに動かす

歯1~2本分を軽い力で優しくブラッシング。



◆定期的に歯科検診を受ける

かかりつけの歯科の先生がいると悪化する前に治療が受けられます。

◆食事や間食の時間を決める

時間を決めずにダラダラ食べてしまうと虫歯が出来る原因です。



奨学生募集中 -今すぐ申込みをーー

病気・災害・自死遺児の あしなが奨学金の募集

多重・過剰債務や借金、滞納を解消したい、家計の安定を図りたいなどの悩みで、困っている人に専門相談員が対応します。相談無料・秘密厳守・個室面談です。

◆相談予約先

グリーンコープ生活再生相談室
(飯塚市新飯塚21-4)
電話0948-22-5611

<http://greencoop-fukuoka.jp/saisei/index.html>

「福岡県介護に関する入門的研修」 が開催されます

◆日 にち [A] (5日間受講していただきます)
8月21日(土)・28日(土)・9月4日(土)・11日(土)・18日(土)

[B] (5日間受講していただきます)

令和4年1月13日(木)・19日(水)・20日(木)・25日(火)・27日(木)

午前10時~

[A] 飯塚市穂波交流センター(飯塚市秋松408)
[B] 田川市青少年文化ホール(田川市平松町3-36)

介護に関する基本的な知識

介護未経験者の人(定員50人・先着順)

無料

福岡県社会福祉協議会

福岡県社会福祉人材センター

電話092-584-3310

ホームページアドレス

<http://www.fuku-shakyo.jp/jinzai/>



◆応募できる人
・中3年生で、令和4年度に高等学校または高等専門学校に進学を希望している次に該当する生徒。
・保護者などが病気など(交通事故を除く)で死亡または重度後遺障害で働けない。

◆奨学金額
奨学金額が増加し、新しく制度(貸与+給付)になりました。
金額は、あしなが育英会のホームページで確認して下さい。

◆申込み期限
在学中学を通じて7月31日(土)まで
(前期予約分)

◆問合せ
あしなが育英会
電話03-3221-0888

URL <http://www.ashinaga.org>

E-mail shougaku@ashinaga.org

※ほかの奨学金は聞こえて、在学中の奨学金担当の先生にも聞くねぐたない。

※交通事故被害者および家族は、ナスバ(自動車事故対策機構)
<http://www.nasva.go.jp> に尋ねぐたない。

内閣府(防災担当)・消防庁からのお知らせ

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報など	
5		きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1
~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~		
4		ひなんしじ 避難指示※2
3		こうれいしゃとう ひなん 高齢者等避難※3
2		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1		早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報など

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

- ・避難指示(緊急)
- ・避難勧告

避難準備・

高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものでないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者など以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。

これからは、

**警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。**

避難に時間のかかる
高齢者や障がいのある人は、
**警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。**

問合せ 糸田町役場 防災管財課 電話26-1232